

新潟県二級・木造建築士試験に合格された方

新潟県二級・木造建築士 新規登録申請のご案内

申請対象：新潟県二級・木造建築士試験に合格された方（3Aで始まる受験番号）

二級・木造建築士になるためには、二級・木造建築士試験に合格し、その受験申込をした都道府県知事の免許を受けなければなりません。

令和2年3月1日施行の改正建築士法により、二級・木造建築士試験に合格され、必要とされる登録要件を満たしている方は、免許登録申請が可能となります。

登録申請の際に提出する書類は、二級・木造建築士試験の合格年や、学歴または資格による申請など、要件によって異なりますので、**必ずフロー図で必要書類をご確認ください。**

なお、**過去の受験票を貼付して令和6年の二級・木造建築士試験を申込された方は、卒業証明書や実務経歴書等の書類を再提出いただく必要があります**ので、ご注意ください。

また申請書は本会にて配布していますが、申請方法の詳細や書式のダウンロードは本会HPを参照願います。（新潟県で受験申込をされた方は、現在他県に転居されていても、本会へ登録申請を行ってください。）

【令和元年以前の二級・木造建築士試験を合格された方】

登録要件(実務経験)を既に満たしており、経過措置が適用されるため、**必要書類、登録手数料等については、これまでと変わりありません。**

【令和2年以降の二級・木造建築士試験に合格された方

(令和元年以前既受験者も含む)】

従来の必要書類に加え、**実務経歴書、実務経歴証明書**等の提出が必要となります。また**申請手数料も変更**となります。

※1月10日までに申請された方は、1月31日・2月1日に開催される**免許証明書交付式**で交付されます。交付式に参加できない方は、2月10日以降に交付されます。

■申請書提出先

公益社団法人 新潟県建築士会

受付時間：平日9:30～17:00

(年末業務 12月27日迄/年始7年1月6日から)

〒950-0965 新潟市中央区新光町15-2
新潟県公社総合ビル3階
TEL 025-378-5666 FAX 025-285-2911
HP <http://www.025arc.net/>



新潟駅前バスターミナル乗り場より、新潟交通バス「S3水島線」に乗車「県庁前」バス停下車。
徒歩約10分

高速バスは「県庁東」バス停下車。徒歩約15分

* 自家用車で来所の方は来客用駐車場をご利用ください。(黄色線の部分)